

# 市長くむやいしょ...

## ほっとかん ぎんないしょでもHOT函

皆さん、私たちのまち大館について、日ごろお考えになつていらっしゃるご意見等、このこと将来のこと、どんなことでも構いません。HOT函にお寄せください。

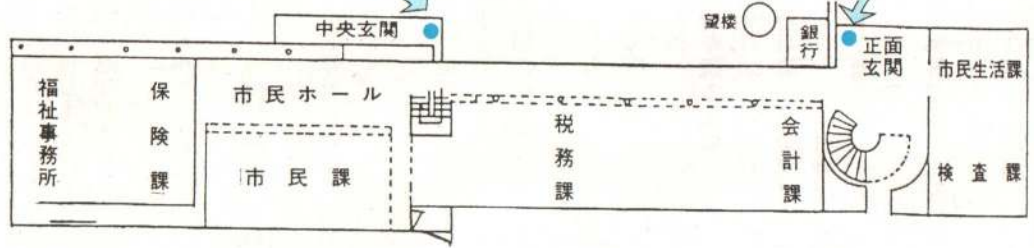
八月十三日、市役所正面玄関と中央玄関に「HOT函」を設置しました。

HOT函? いったい何だろうと思つた人も多かったのではないのでしょうか。これは皆さんが今、市政に対して何を望んでいるのかをしっかりと把握し、期待に沿つた市政を進めるための「意見箱」といったところです。名前を付けるにあたっては、「...をもっとこうしたら」「新たにこんなことをやったら」など、身近なことから将来的なことまで、皆さんの熱い、HOTなメッセージを期待していること、そしてご意見やご要望などについては、必ず何らかの形で対応していきたい、もちろんすぐ実行できるもの、考えを巡らして対応していかねばならないものと、いろいろなケースが予想されますが、いずれにし

てもけつしてご意見等を「放つてはけません」という意気込みをこめて、放つとかんをもじつてHOT函とした次第です。「言いたいことはあるけど、直接市役所へ行って話すのはどうも...」とか「いったいどの課へ話したらいいの」、「電話は苦手だし」と思つたことのある人は少なくないかもしれません。でも、これからはHOT函があります。いつでもポストの口をあいてますから、思つていることをドンドンお寄せください。



〇〇HOT函はここにあります〇〇



## 市民の声

私と妻は 社会保険の 扶養になれないか

私は六十九歳で、現在国民健康保険に加入しています。年金のほかに収入はなく、私が百六十万円ぐらい、妻(六十二歳)が十五万円ぐらいです。息子は公務員ですが、その社会保険の扶養になれないでしょうか。また、もしも私が死亡した場合、年金の受給額が半分ぐらいになるようですが、その場合についてもお知らせください。

(十二 所・匿名)

### へお答えします

共済組合だと思えます)の方から詳しいことをお聞きになることをお勧めします。

- ・ 60歳未満で年収110万円未満であること
- ・ 60歳以上で年収160万円未満であること(年金額を含む)
- ・ 被保険者の収入によって生計が維持されていること
- ・ などが満たされているかどうか目安となります。

お二人とも六十歳以上で、年収が百六十万円と十五万円ぐらいのことです。認定されると思います。しかし、各認定機関によって制度が微妙に異なりますから、息子さん加入している社会保険(公務員)ですから

いずれの場合でも扶養になれそうですが、確認が必要です。

☆今回、扶養認定については息子さん公務員ということでしたから市の職員課に、年金については市民課年金係に回答して

もらいましたが、質問の手に氏名や住所がなく、詳しい内容を聞けなくて困りました。連絡先は必ずお知らせください。